

民泊施設におけるホームエレベーターの管理に関するお願い

2018年6月15日に住宅宿泊事業法が施行されました。ホームエレベーターが設置された住宅を民泊施設として提供する場合、ホームエレベーターを安全にご使用いただくために、所有者、管理者の方には、特に次の事項に関するご注意と、宿泊者へのご説明をお願いします。

なお、通常のご使用に関する取扱注意事項は、各社の取扱説明書等をご確認ください。

1. 定員及び積載量

かご内の銘板に表示された定員及び積載量をお守りください。積載量を超過すると、運転中に安全装置が働き、閉じ込めの原因になります。ホームエレベーターは、過荷重検知装置（過積載を検知するとブザー等が鳴動し、起動を阻止する装置）が装備されていない場合があります。



2. 緊急連絡先の表示

かご内に閉じ込められたとき等、緊急時に外部と連絡が取れないと危険です。かご内の見やすい位置に緊急連絡先（メンテナンス会社等）を明示してください。

また、外部連絡装置（警報ベル、電話機等）が使えることを確認してください。かご内の電話機が使用できない場合には、携帯電話等の所持を推奨してください。



3. 災害時は使わない

火災、地震等の災害時は使用しないでください。機器が故障して閉じ込められる可能性があります。



4. その他注意事項

ホームエレベーターのドアの変形により閉じ込めや故障につながるおそれがあります。大きなキャリーバック等をドアにぶつけないように注意喚起してください。

各注意事項について周知徹底が難しい場合、民泊期間中はホームエレベーターの休止をご検討ください。